

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <u>令和7年2月20日</u> 一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第5）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。 記	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <u>令和5年10月16日</u> 一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条の保険契約締結の制限及び第5条（附帯別表第5）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。 記	
1 基本的引受基準 (11) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記1(3)①から③までの<u>すべて</u>に該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。 ①～② （略） (16) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。<u>なお、日本貿易保険は、OECDが公開する低所得国リスト（List of lower income countries）に従い以下に示すゼロリミット国、ノ</u>	1 基本的引受基準 (11) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記1(3)①から③までの<u>いずれか</u>に該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。 ①～② （略） (16) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。	みなし内諾の条件に係る技術的な修正。 「公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」の規程を廃止し、NEXIのホームページにおいて公的輸出信用と持続可

<u>ンゼロリミット国及びその他制限国並びに当該国の引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知する。</u> ① <u>ゼロリミット国</u>を対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異なる場合は、当該対価等の支払人とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国（I L Cの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該対象契約の相手方又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約」という。）については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 ② <u>ノンゼロリミット国又はその他制限国</u>を対象契約の相手方の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。	① <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国</u>を対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異なる場合は、当該対価等の支払人とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国（I L Cの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該対象契約の相手方又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約」という。）については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 ② <u>勧告対象国2に掲げる国</u>を対象契約の相手方の所在する国又はI L Cの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。	能な貸付に関するOECD勧告に基づく分類（ゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国）の定義及び対象国の一覧並びに各分類の引受方針を公表する。
附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和7年2月20日</u>〕 この改正は、<u>令和7年2月28日</u>から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和5年10月16日</u>〕 この改正は、<u>令和5年10月31日</u>から実施する。	